

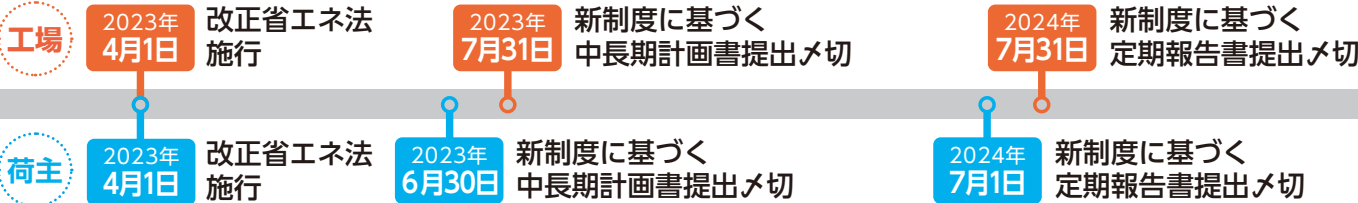
定期報告書の任意開示制度

令和5年度実績の報告より、定期報告書の任意開示制度が始まります。エネルギーの使用の合理化等の状況について資源エネルギー庁 HP にて事業者別に公開することで、ESG 投資家への PR 等にご活用いただけます。

事業者名	一使用量	エネルギーの使用の合理化		非化石エネルギーへの転換			電気の需要の最適化		
	エネルギー使用 総量 (kl)	5年度間平均 原単位変化	その他 実施した措置	目標の内容	非化石エネルギー の使用割合	その他 実施した措置	5年度間平均電気需 最適化評価原単位変化	電気の需要の最適化に 対応した回数	その他 実施した措置
〇〇株式会社	2,500kl	98%	〇〇〇〇	〇〇〇〇	20%				
△△株式会社	120,00kl	92%	〇〇〇〇	〇〇〇〇	15%	〇〇〇〇	92%	50回	〇〇〇〇
□□株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

※開示フォーマットのイメージ

主なスケジュール



お問合せ先

	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	TEL 011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	TEL 022-221-4932	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東経済産業局 省エネルギー対策課	TEL 048-600-0362	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
中部経済産業局 エネルギー対策課	TEL 052-951-2775	富山・石川・岐阜・愛知・三重
近畿経済産業局 エネルギー対策課	TEL 06-6966-6051	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 082-224-5741	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国経済産業局 エネルギー対策課	TEL 087-811-8535	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局 エネルギー対策課	TEL 092-482-5474	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	TEL 098-866-1759	沖縄

制度全体に関する問合せ

資源エネルギー庁 省エネルギー課 TEL 03-3501-9726

改正省エネ法に関する情報は省エネポータルサイトでもご案内いたします。
➡ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

資源の有効利用のため、古紙パルプ配合率 100%白色度 70%の再生紙、大豆油インキを使用しています 2023.3

2023年
4月～

省エネ法が 変わります



省エネ法が変わります

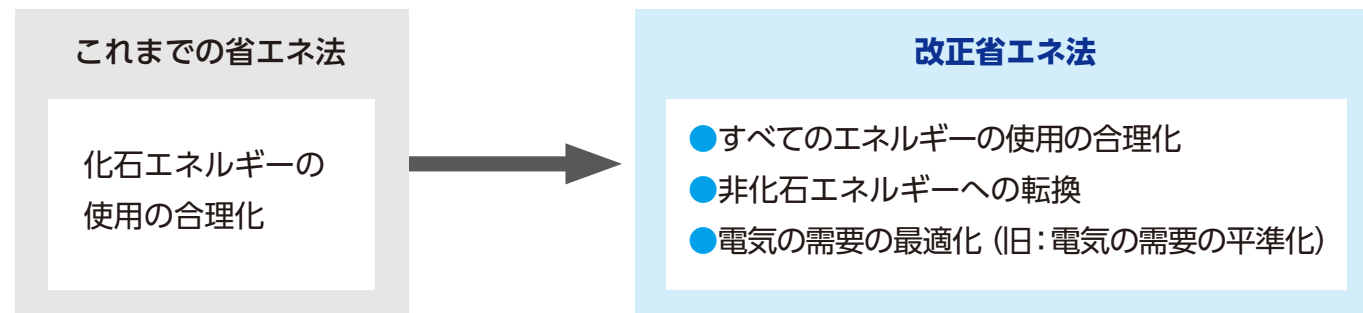
1 省エネ法の改正について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算で1,500kl／年以上使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向け、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要が

あります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR]）を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。

※令和5年4月1日施行予定

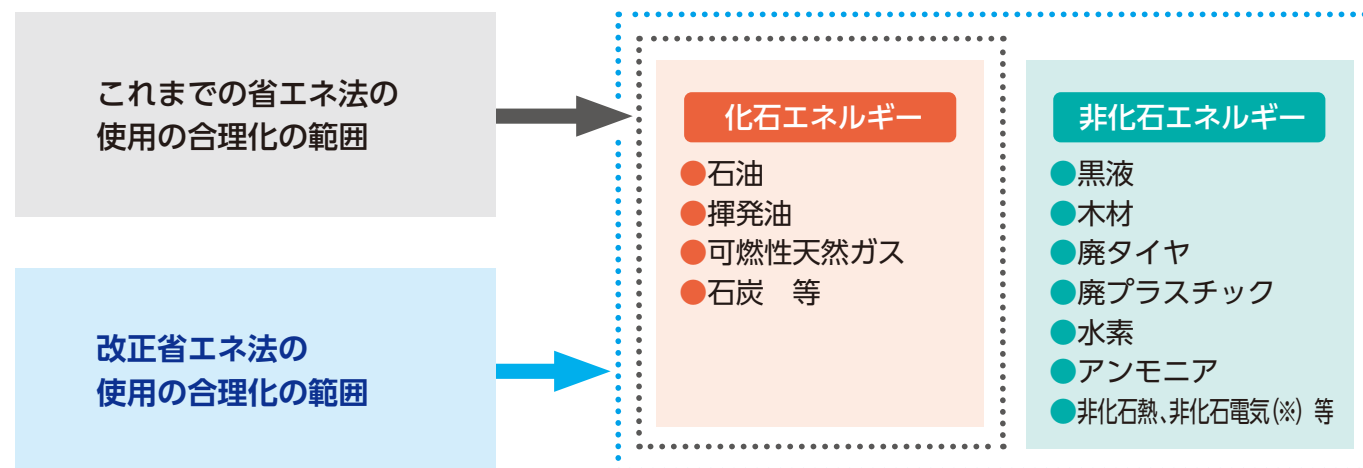


2 改正の概要

1. エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります。



※太陽熱、太陽光発電電気など

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

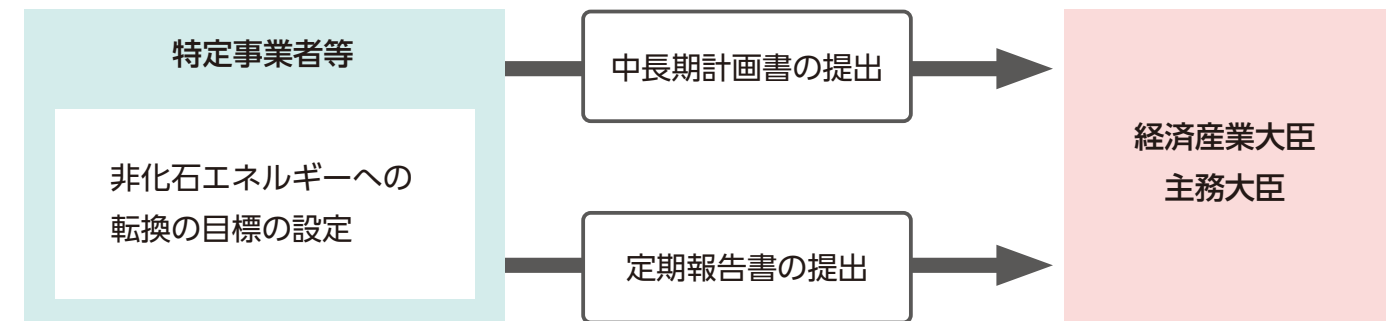
改正省エネ法では、1. エネルギーの使用の合理化の評価軸とは別に、2. 非化石エネルギーへの転換に関する取組及び3. 電気の需要の最適化に関する取組についても評価を行います。

2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。

非化石エネルギーへの転換の目標については、以下のとおり、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります。

- 目安のある5業種（鉄鋼業〔高炉・電炉〕、化学工業〔石油化学・ソーダ工業〕、セメント製造業、製紙業〔洋紙製造業・板紙製造業〕、自動車製造業）の特定事業者等は、その目安に対する目標設定を行います。
- 目安のない業種の事業者を含めた全ての特定事業者等は、使用電気全体に占める非化石電気に関する目標設定を行います。
- 上記の目標に加え、各事業者は任意で目標を設定することも可能です。



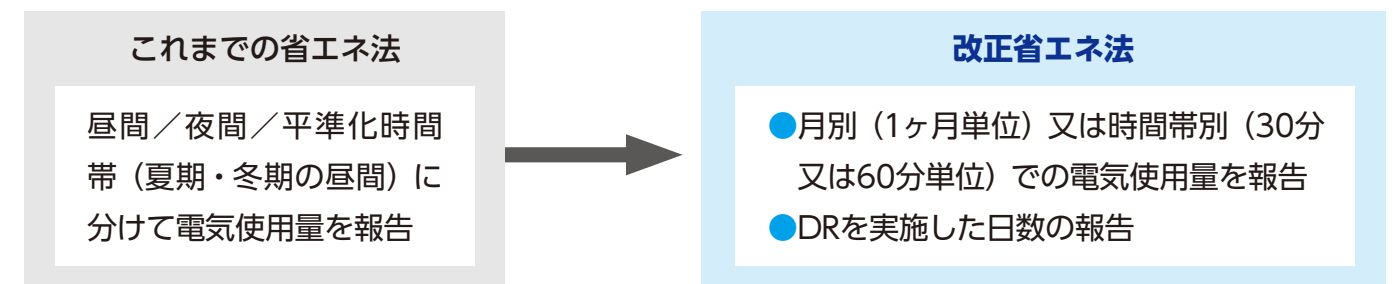
非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます。

これまでと比べ、報告の方法が変わります。

具体的には、これまでは「昼間／夜間／平準化時間帯（夏期・冬期の昼間）」に分けて電力使用量を報告していたのを、今後は、「月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）」で電気使用量を報告することが求められます。また、新たに、DRを実施した日数の報告が求められます。



新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。